

【新旧対照表】タイムズクラブ会員規約（2024年5月改定）

条項	旧条文	新条文	備考
第1条（会員規約）2		<u>当クラブが会員の識別のために会員ごとに割り当てた固有の番号を「タイムズクラブ会員番号」といいます。</u>	追加
第5条（会員番号の割り当て・会員証の発行）	第5条（ <u>カード</u> の発行）	第5条（ <u>会員番号の割り当て・会員証</u> の発行）	変更
1	前条の要件を満たした会員には、 <u>一会員につき1枚、タイムズクラブカードを発行する</u> ものとします。	前条の要件を満たした会員には、 <u>タイムズクラブ会員番号を割り当てる</u> ものとします。	変更
2		<u>前項によりタイムズクラブ会員番号の割り当てを受けた会員は、当社所定の方法によりタイムズクラブカード又はデジタル会員証（以下合わせて「タイムズクラブ会員証」といいます）の発行を行うことができるものとします。</u>	追加
3	<u>2.タイムズクラブカード</u> は、 <u>カード裏面に署名した</u> 会員本人のみが利用でき、第三者に譲渡または貸与することはできないものとします。	<u>3.タイムズクラブ会員証</u> は、会員本人のみが利用でき、第三者に譲渡または貸与することはできないものとします。	変更
4	<u>3.タイムズクラブカード</u> は、発行日当日より、本規約第15条所定の当クラブサービスを受けることができるものとします。	<u>4.タイムズクラブ会員証</u> は、発行日当日より、本規約第15条所定の当クラブサービスを受けることができるものとします。	変更
第7条（変更の届出義務）1	会員は、登録情報、登録カード情報、その他当クラブに届け出た内容を、常に虚偽なく最新の状態に更新するものとし、変更があった場合には速やかに所定の方法で当クラブに変更を届け出るものとします。	会員は、登録情報、登録 <u>クレジット</u> カード情報、その他当クラブに届け出た内容を、常に虚偽なく最新の状態に更新するものとし、変更があった場合には速やかに所定の方法で当クラブに変更を届け出るものとします。	変更
第11条（タイムズクラブ会員証・登録クレジットカードの管理責任）	第11条（タイムズクラブ <u>カード・デジタル</u> 会員証・登録クレジットカードの管理責任）	第11条（タイムズクラブ <u>会員証</u> ・登録クレジットカードの管理責任）	変更

条項	旧条文	新条文	備考
1	会員は、自己の責任においてタイムズクラブ <u>カード・デジタル</u> 会員証・登録クレジットカード（以下「タイムズクラブ <u>カード等</u> 」といいます）を管理、保管するものとし、タイムズクラブ <u>カード等</u> の盗難、紛失、不正利用、破損（磁気不良を含む）等が起きないように注意するものとします。	会員は、自己の責任においてタイムズクラブ <u>会員証</u> ・登録クレジットカード（以下「タイムズクラブ <u>会員証等</u> 」といいます）を管理、保管するものとし、タイムズクラブ <u>会員証等</u> の盗難、紛失、不正利用、破損（磁気不良を含む）等が起きないように注意するものとします。	変更
2	会員は、タイムズクラブ <u>カード等</u> の盗難、紛失、不正利用、破損（磁気不良を含む）等が発生した場合、直ちに当クラブに届け出て、タイムズクラブ <u>カード等</u> の再発行の手続きを行うものとします。	会員は、タイムズクラブ <u>会員証</u> の盗難、紛失、不正利用、破損（磁気不良を含む）等が発生した場合、直ちに当クラブに届け出て、タイムズクラブ <u>会員証</u> の再発行の手続きを行うものとします。	変更
3	タイムズクラブ <u>カード等</u> の盗難、紛失、破損（磁気不良を含む）、利用上の過誤、第三者の利用によって会員が受けた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。	タイムズクラブ <u>会員証等</u> の盗難、紛失、破損（磁気不良を含む）、利用上の過誤、第三者の利用によって会員が受けた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。	変更
第15条 (当クラブサービスの内容)1	会員は、以下の行為により、タイムズポイントの付与を受けることができます。	会員は、以下の行為により、タイムズポイントの付与を受けることができます。 <u>ただし、一部の施設等及び役務の利用においては、デジタル会員証の提示によるポイント付与を受けることができない場合があります。</u>	追加
(1)	タイムズポイントを付与することができる、当グループが管理・運営する施設等及び提供する役務の利用にあたり、タイムズクラブ <u>カード等</u> を提示の上、または当クラブが別途認める方法により、利用料金等の支払をすること	タイムズポイントを付与することができる、当グループが管理・運営する施設等及び提供する役務の利用にあたり、タイムズクラブ <u>会員証</u> を提示の上、または当クラブが別途認める方法により、利用料金等の支払をすること	変更
(2)	当ホームページにおける商品または役務の取引に参加している企業（以下「参加企業」といいます）との取引にて、タイムズクラブ <u>カード等</u> を提示の上、対価等の支払をすること	当ホームページにおける商品または役務の取引に参加している企業（以下「参加企業」といいます）との取引にて、タイムズクラブ <u>会員証</u> を提示の上、対価等の支払をすること	変更

条項	旧条文	新条文	備考
2	会員が当グループが管理・運営する施設等及び提供する役務の料金精算時、参加企業との取引対価の精算時等に、タイムズクラブ <u>カード等</u> を提示しない場合、タイムズポイントの付与を受けることができません。	会員が当グループが管理・運営する施設等及び提供する役務の料金精算時、参加企業との取引対価の精算時等に、タイムズクラブ <u>会員証</u> を提示しない場合、タイムズポイントの付与を受けることができません。	変更
10		<u>会員は、利用できる当クラブサービスの内容について、タイムズクラブ会員証の発行有無および発行種別によって一部内容が異なる場合があることを了承するものとします。詳細は、別途当社がホームページ（https://www.timesclub.jp/）にて定めるものとします。</u>	追加